

質屋、古物商等の褒賞に関する訓令

昭和52年3月1日

本部訓令第2号

この訓令は、捜査に協力して損失を受けた質屋、古物商等の経済的損失を救済し、盗品等の早期発見、被害回復を推進するため、必要な事項を定めたものである。